

マンション管理士 管理業務主任者講座 区分所有法



【 講 師 】
マンション管理士
親 泊 哲

区分所有法を制する者が 試験を制する！

< 区分所有法の完全理解が求められる法令等 >

- 被災区分所有建物の再建特別措置法
- マンション標準管理規約

< 区分所有法の最低限の理解が求められる法令 >

- マンション管理適正化法
- マンション建替え円滑化法

区分所有法の勉強のポイント

- 区分所有法上「当然にそうなるもの」と「当然にはそうならないもの」の別の理解
- 規約で法と異なる定めが「できるもの」と「できないもの」の別の理解
- すなわち「任意規定(例外可)」と「強行規定(例外不可)」の別の理解

第3回マンション管理士資格試験 【問題1】

1棟の建物に構造上区分され、独立して住居としての用途に供することができる数個の部分がある場合の区分所有権の成否及びその内容に関する次の記述のうち、建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 この数個の部分は、法律上当然に専有部分となる。
- 2 この数個の部分は、その一つが法律上当然に共用部分となることはない。
- 3 この数個の部分には、法律上当然に各別に1個の区分所有権が成立する。
- 4 この数個の部分の区分所有者の数は、法律上当然に2以上となる。

区分所有法完全制覇のメリット

- (1) 自然と判例を覚えられる
- (2) 本番最初の10問で差をつけられる
- (3) 過去の合格者が証明
- (4) 合格後のアドバイスも充実